

介護予防支援業務委託契約書

各務原市地域包括支援センター〇〇〇〇（指定介護予防支援事業者）（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（指定居宅介護支援事業者）（以下「乙」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援に係る業務の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、介護保険法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙が行う指定介護予防支援業務の範囲は以下に定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス計画作成のための生活機能低下の背景・原因及び課題等の分析（以下「アセスメント」という。）及びアセスメントのため必要な情報の収集
- (2) 介護予防サービス計画原案の作成
- (3) 介護予防サービス計画原案に係るサービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取
- (4) 介護予防サービス計画原案の同意取得
- (5) 介護予防サービス計画の交付
- (6) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (7) 介護予防サービス計画の実施状況の把握
- (8) モニタリングおよび介護予防サービス計画の達成状況に関する評価
- (9) 介護予防サービス計画の変更に係る上記(1)から(5)に関する業務
- (10) 要支援認定の申請に係る援助
- (11) 地域包括支援センターその他関係機関と連絡調整
- (12) 介護予防サービス計画に定めた介護予防サービス等に係る実績の確認
- (13) 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合の利用者の情報の提供や介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等の協力
- (14) その他指定介護予防支援に係る必要な便宜の供与

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から当該年度末までとする。

但し、契約期間の満了の30日前までに、甲乙双方から契約終了の申出がない場合には、この契約は有効期間の満了日の翌日から1年間自動更新することとし、以後毎年同様とする。

（委託料）

第3条 第1条の業務に係る委託料の額は1件当たり月額**3,708円**（税込）とする。

2 前項の規定に関わらず、指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号。以下「算定基準」という。）別表ロに掲げる算定の基準を満たすときは、当該月において委託料の額は1件当たり月額**6,408円**（税込）とする。

3 第1項の規定に関わらず、算定基準別表ハに掲げる算定の基準を満たすときは、当該月において委託料の額は1件当たり月額**6,408円**（税込）とする。

4 第1項の規定に関わらず、算定基準別表のロ及びハに掲げる算定の基準を満たすときは、当該月において委託料の額は1件当たり月額**9,108円**（税込）とする。

（介護予防支援の依頼）

第4条 本契約に基づく個別の介護予防支援の依頼は、予め、甲が乙に対し電話等により承諾を得たうえで、「介護予防支援依頼書」を送付することにより行う。

(委託業務の実施者)

第5条 乙は、乙が運営する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であって、指定介護予防支援業務に関する知識及び能力を有する者に受託業務を行わせるものとする。

2 この場合、乙が運営する指定居宅介護支援事業所は、平成18年度以降に介護支援専門員実務研修を修了した介護支援専門員又は都道府県若しくは政令指定都市等が実施する新予防給付ケアマネジメント従事者研修を修了した介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業所でなければならない。

3 乙が前項に該当しなくなる場合は、該当しなくなる日が決定した日から7日以内に、乙は甲へその旨を通知しなければならない。

(法令の遵守)

第6条 乙は、指定介護予防支援業務を実施する介護支援専門員に、受託業務の範囲において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第1章、第3章及び第4章の規定を遵守させなければならない。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務譲渡等の制限)

第8条 乙は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(報告の徴収)

第10条 甲は、必要があるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙(介護予防サービス計画の策定に従事する者を含む。)は、この契約による業務上知り得た個人情報その他の事項を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務上知り得た個人情報を第三者に漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

(実績の提出及び審査)

第12条 乙は、毎月、当該月の実績として、個別の介護予防支援に係るサービス利用票及びサービス利用票別表を、原則として翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の提出書類を受領したときは、その内容を審査するものとする。

3 甲は、審査の結果、必要があると認めたときは、期日を定めて乙に介護予防サービス計画の再策定をさせることができるものとする。この場合の再策定に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、毎月の業務終了後、原則として翌月の5日までに第3条により算定した委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの適正な請求書の受理後90日以内に、甲の定める指定金融機関において、乙に対し委託料を支払うものとする。なお、委託料の振込みにかかる費用は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき
- (2) 乙が契約の履行に関し、不正な行為があったとき
- (3) 乙が正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき
- (4) 乙が第5条第2項に該当しなくなったとき

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に対して異議の申立及び損害賠償請求をすることができない。

3 第1項の規定により、契約が解除されたときは、乙は契約が解除された日までに行った介護予防サービス計画作成対象者に係る一切の書類を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により受託業務を実施することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第15条 この契約に定める事項その他委託業務の実施に必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲（指定介護予防支援事業者）	所在地	
	法人名	
	代表者職氏名	印

乙（指定居宅介護支援事業者）	所在地	
	法人名	
	代表者職氏名	印